

平成25年10月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

空き家対策に関する意見書(案)

国が平成20年に実施した住宅・土地統計調査によると、賃貸用の住宅等を除き、長期にわたり人が居住していない空き家は、全国で約268万戸となっており、増加の一途をたどっている。

空き家が適切に管理されないまま放置されると、老朽化による建物の倒壊の危険性が高まるほか、景観の悪化や不審火、ごみの不法投棄等につながるおそれがある。また、大規模地震発生時には、避難路の閉塞や隣近所への延焼が危惧される。

空き家の除却が進まない要因としては、空き家を更地にする場合、解体費用がかかる上、建物がなくなると固定資産税が増額となることなどが指摘されている。また、老朽化が進み、危険性の高い空き家については除却する必要があるが、所有者が不明であったり、連絡がとれないなどの理由により、自発的な除却が期待できず、対策が進まない状況である。

よって国においては、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 建物の所有者に対し、適正管理を促すとともに、地方公共団体が、老朽化し危険性の高い空き家に対し、積極的な指導や除却ができるよう、所要の法整備を図ること。
- 2 空き家の除却を進めるため、地方財政に配慮しつつ、空き家を自ら除却した所有者に対する固定資産税の課税方法の見直しを図ること。
- 3 空き家の有効活用に向けて、財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。